

2016 RMC北海道シリーズ 特別規則書

本レースシリーズは、E I K O 2016 R O T A Xテクニカル、スポーツ規則、各シリーズにおいて補足する特別規則書付則、および公式通知に基づいて開催される。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

2016RMC北海道シリーズ大会

第2条 競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

第3条 開催場所および日程

RMC	開催日	開催コース	主催
第1戦	5月29日	札幌スポーツランド	札幌スポーツランド
第2戦	6月19日	雨竜サーキット	雨竜サーキット
第3戦	7月24日	愛別カートランド	愛別カートランド
第4戦	8月28日	雨竜サーキット	雨竜サーキット
第5戦	10月2日	南幌リバーサイド	EIKO

第4条 主催者の名称と場所

雨竜サーキット	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字20区
	TEL0125-78-3839
カートランドARK	〒078-1411 上川郡愛別町字金富3区
	TEL090-1384-6755(山内)
札幌スポーツランド	〒061-3522 厚田郡厚田村字嶺泊 129-31
	TEL01337-7-2088

第5条 大会役員

大会役員は、公式プログラムに示す。

第2章 競技参加に関する事項

第6条 参加台数

各クラス5台以上で成立とする

第7条 参加資格

RMCクラスに参加の者は、2016年有効JAFカートライセンスまたは、SLライセンスを所持していること、当日朝の参加受付時に提出できないものに関しては、出場を認めない。

RMC参加資格年齢に関しては、中学1年生以上の参加も可能としますが、15歳未満の場合は、主催者への事前申請をして主催者の許可が必要とします。(最低でもSLレース入賞経験者または、同等のレースでの入賞経験者)

第8条 参加申し込みと参加申し込み先

- 1、第4条に示す主催者に所定の用紙を、用いて申し込むこととする
- 2、必要事項を全部書き込み参加料を添えて申込締め切り日必着までに提出しなければならない
- 3、参加申込を郵送にて行う場合は、郵便振替にて必要料金を払い込み送付するか現金書留にて大会事務局へ送付すること。
- 4、20歳未満のドライバー、ピットクルーは、参加申込書の誓約書に保護者の署名と捺印を必要とする
- 5、エントリーの期日は、参加レース日の1ヶ月前より1週間前までとする、当日、前日のエントリーに関しては、主催者の判断に委ねる
- 6、参加料に関しては、各大会事務局の通知にて決定されます。

第9条 参加受理と参加拒否

- 1、参加申込者に対して大会事務局より参加受理または、参加拒否が通知される
- 2、参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される
参加を受理後に参加を取り消す場合、参加料は、返還されない。

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

第10条 参加車両

RMCクラスは、ROTA Xテクニカル規則、本特別規則書の規定に準拠しているカートであること。

自動計測装置(トランスポンダー)について

参加当日にトランスポンダーを配布する。自動計測を拒否する者に関しては、参加を認めない。主催者より貸し出されたトランスポンダーを万が一破損、紛失した場合、いかなる場合でも1個につき50,000円が主催者より請求される。

第11条 シャーシー及びタイヤの登録

各クラスレースで使用するシャーシー、エンジン及びタイヤは、車両申告書に登録済みのものとし、

RMCクラスは、シャシー1台、エンジン2機、タイヤ(ドライ、レイン)各1セットとする。

RMCクラスは、TT後にタイヤの捺印を行う、公式練習は、ユーズドタイヤでの走行が認められる。

第12条 最低重量及びタイヤ

クラス	重量	ドライタイヤ	レインタイヤ
RMC	160kg	MOJO D2	MOJO W2

第13条 ラジエター

- 1、シャッターカバー並びに導風板の取り付けは、認められるが危険な構造であっては、ならない。
また堅固に固定されているものは、認められるが、取り外せるようなものは、認めない。但し導風板については公式車検までに取り付けるものとし技術委員長の承認を得るものとする
- 2、冷却水については、北海道特別規則としてクーラントの使用を認めます。
- 3、導風板材質は、軟質なものに限り、金属製のものは、禁止する。
- 4、ガムテープの使用は、必ずラジエターを1周以上貼り付けて走行中に外れないようにする。

第14条 ゼッケンナンバー

前後左右に分かりやすく競技用ゼッケンナンバーを装着すること

競技ナンバーは、参加者が用意すること。

ゼッケン登録は、雨竜サーキット事務局にて登録を事前に行ってください。

必ず登録したナンバーをつけてください。

クラス	プレートの色 (前後)	文字の色
RMC	黄色	黒
RMC (35歳以上)	赤色	白

第15条 その他の事項

- 1、13歳以下のドライバーは、ネックサポートとプロテクターを義務付けとする。
それ以上の参加者も安全のため推奨とする。
- 2、ドライタイヤ、ウェットタイヤを問わず、前輪はフロントカウラー番外端から1mm以上外に出ていること。後輪はサイドボックスの後端およびリアバンパー外端(またはリアプロテクション外端)から1mm以上外に出ていること。
- 3、リアプロテクション必備
- 4、RMCクラスにて35歳以上のフロントブレーキ装着を認める(北海道特別ルール)

第16条 燃料

1、ガソリン

通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ハイオクガソリンを使用しなければならない

い。主催者によっては、銘柄や給油方法を指定する場合がある。この場合は、特別規則書または、公式通知にて示される。

2、エンジンオイル

MAX指定オイルを使用

3、検査

ガソリン及びオイルについて予告なく抜き打ち検査を行う場合がある。その場合必ず指示に従い如何なる場合も拒否することは、できない。

第17条 車両検査、装備

公式練習の前に車両検査を受ける。この際非合法的な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても承認を意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑惑が生じた場合は、黒旗の指示を受ける場合がある。

- 1、車両検査の日時場所は、公式通知に示す。ドライバーは、車両検査に立ち会わなければならない。
- 2、車両と装備類は、清潔で正しく整備された状態でなければならない。
- 3、競技を安全に行うことを目的にC I K/J A F公認実績のあるスーツを着用すること、期限切れに関しては、技術委員の検査を必要とします。穴が開いたり破けていたり危険な物は、許可しない。身に着ける物は、それぞれに難燃性な物でなければならない。

第4章 競技に関する事項

第18条 ブリーフィング、公式練習

- 1、参加全ドライバーは、ブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィングに出席しなかったドライバーのレースへの出走は、認めない。
- 2、参加する全てのドライバーは、この公式練習に参加しなければならない。但しピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。

第19条 公式予選（タイムトライアル）

- 1、全てのクラスにおいて参加ドライバーは、公式予選に参加しなければならない。公式予選に参加しない場合には、予選ヒート最後尾スタートとなる。複数台の車両がある場合は、ゼッケン順に配列される。
- 2、ドライバーは、公式予選を1回走行し、ラップタイムを計測する方式で行われる。公式予選の時間については、公式通知による。
- 3、ドライバーは、公式予選として設定された時間内であれば任意に出走し、時間内であればコース上で停止した場合も再トライすることができる、但し一度ピットに戻った場合は、再トライすることは、できない。
- 4、公式予選中の計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用する。記録したベストラップが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同じタイ

ムの場合もこれに準ずるサードラップ以降のタイムを採用する、ノータイムの場合は、ゼッケン順とする。

- 5、予選方式は、各大会主催者により変更がある場合、朝のブリーフィングにて方式の説明を行います。

第20条 レースの方法、規律

- 1、レースは、予選ヒートを2ヒート、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する
(天候、レース状況、開催コース等で変更される場合がある)
- 2、予選ヒート及び決勝ヒートの周回数、レース方法は、各主催者による公式通知に示す。
- 3、レース中の幅寄せやプッシングに関して競技長、オフィシャルの判断で警告または、ペナルティの対象となる、これに従わないドライバーに関しては、失格とする。

第21条 スタート

ローリングスタートとする

- 1、ローリングに遅れたものは、手を挙げて、他のドライバーやオフィシャルにアピールしポジションに戻ることができますが、ローリング中の追い越し禁止区間からスタートラインまでは、復帰できません。また元の位置に戻るためのコースショートカットは、認められない。

ローリング中に停止したカートは、先頭集団が来るのを待って戻ることを禁止される。この場合当該ドライバーに対して黒旗の支持があり当該ヒートを失格とする。

大幅に遅れた者は、隊列の最後尾につかなければならない。

戻る途中でのスタートに関する抗議は、認めない。

各コース規定については、競技長の指示に従うこと。

- 2、ローリングの隊列が整い先頭車がスタートライン25m前に引かれたイエローライン前に加速していないことを確認後にスターターによりスタートの合図を送ります。

全車スタートラインを通過するまでポジションの変更や前車の追い越しをしては、いけない。

これに違反したドライバーは、ペナルティの対象となる。

真ん中の白線からはみ出た場合ドライバーは、1周減ペナルティとする。(競技委員に従うこと)

スタートに関しては、各コースにより方式が変更される場合があります。主催者から特別規則書で通知されます。

- 3、スタート後、先頭のカートが1周するまでにコントロールラインを超えられないカートは、そのレースに出走することができない。

第22条 危険回避の義務

全てのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければならない。ドライバー自身によって、再スタート並びに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって安全な場所に車両を移動する場合がある。

第23条 ドライバーサイン

ドライバーサインを怠ったドライバーは、ペナルティを課す場合がある。

- 1、コース上で停止した場合は、両手もしくは、片手を頭上に高く挙げる
- 2、ピットイン、ピットアウトのサインは、片手を頭上に高く挙げる
- 3、ミススタートが示された場合は、各自片手を頭上に挙げてスピードダウンし、元のスタートポジションに戻るものとする
- 4、スローダウンするドライバーは、片手を高く挙げる

第24条 給油

レース中の給油は、全てのクラスにおいていかなる場合も禁止する。

第25条 レースの中断

- 1、赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでメカニックは、グリッド上への介入及び車両整備を行ってはならない。
- 2、ピットロードで作業中の車両に対しても上記が適用され、グリッド上に戻れない。この場合車両については、ピットスタートとなり最後尾につくものとする。

第26条 レース終了

- 1、決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られる。
- 2、車両を押してチェッカーフラッグを受けることは、認められない。
- 3、完走者扱いは、規定周回数の1/2以上を完走していること
- 4、チェッカー後は、マシントラブル以外コース上に停止する事は、危険が伴うため禁止する。

第27条 順位の設定

- 1、レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定される。
 - ① チェッカーフラッグを受けた完走者(規定周回数の 1/2以上を完了しチェッカーフラッグを受けたドライバー)
 - ② チェッカーフラッグを受けない完走者(規定周回数の 1/2以上は、走行したがチェッカーフラッグを受けなかったドライバー)
 - ③ 不完走者(チェッカーフラッグにかかわらず、規定周回数の1/2以上を走行していないドライバー)
- 2、同一周回数の場合は、その周回を先に完了しコントロールラインを通過したドライバーを優先する。

第28条 車両および再車検

- 1、決勝レース終了後車両保管および再車検を行う
- 2、車両保管の時間は、決勝レース終了後 30 分以上とし所定の場所で行われる。保管中は、技術委員の指示があるまでは、保管カートに一切触れては、ならない。
- 3、車両保管解除後、車両を参加者が速やかに引き上げなければならない。
- 4、技術委員は、スタートした全ての車両に対して検査を行う権限を持ち技術委員長より検査の指示があった場合は、参加者もしくは代理人が責任をもって車両の分解および組み立てを行

わなければならない。ただし、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は、検査に立ち会うことはできない。

- 5、本条項の検査に応じない場合は、失格とする。
- 6、上記条項の違反者に対しては、大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられる

第29条 抗議

主催者の判定に異議がある場合には、書面を持って抗議料を添付のうえ、エントラントより競技長経由し大会審査委員会に提出するものとする。

抗議提出の時間制限

- 1、競技に関する抗議 当該、暫定結果発表後 30 分以内
- 2、車両に関する抗議 自己のカート車検終了後ただちに 15 分以内
- 3、抗議料 20,300 円(消費税含む)

第5章 その他の一般事項

第30条 広告

- 1、ナンバープレートに広告を表示することは、認めない
- 2、広告については車両検査までに取り付けるものとする
- 3、主催者は、次のものに対し抹消する権限を有しかつドライバーはこれを否定することは、できない
い a) 公序良俗に反するもの b) 政治、宗教に関連したもの c) 本大会と関係するスポンサーと競合するもの

第31条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする

- 1、参加申込み受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニック、を選択あるいは、否定することができる。
- 2、大会スポンサーの広告を参加車両に張付させることができる
- 3、全ての参加者、ドライバー、ピット要員の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道放送、出版に関する権限を有し、この権利を第3者が使用することができる。

第5章 成績および賞典に関する事項

第32条 成績決定および賞典

- 1、決勝ヒートの順位によって決定する
- 2、正賞各クラス1～3位副賞各クラス1～3位(主催者により変更する場合がある)
- 3、シリーズポイントについては、RMCクラスは、EIKOさんのRMCポイントにて管理される。